

令和2年8月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月5日(水) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
- 3 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第6号議案 非農地通知について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 斉 庶務係長 森川 幸代

7 会議の概要

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年8月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>まず初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは、新農業委員になってから最初の農業委員会の開催となりました。皆様方の総意を基に会長という大役を仰せつかりました。十分に行き届くように努力をいたしますが、どうしても皆様方のお力添えが必要となります。精いっぱい頑張っていけますので、御指導のほどどうぞよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は14名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いをいたします。</p> <p>それでは、座ったまま進行させていただきます。</p> <p>ただいまから令和2年8月の農業委員会を開催いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。</p> <p>1番野方委員、2番本村委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>
議長	<p>この案件の場所は芦刈町下古賀で、芦刈町から福所江川を挟んで佐賀市久保田町側の飛び地にある田で、申請理由は譲受人の規模拡大となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようでございますので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は5ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>

この案件の場所は、小城市小城体育センターの西へ80メートルほどの小城町畑田萩ノ町地区にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝を経由し東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断をしております。

以上でございます。

それでは、この案件につきましては事前調査を実施しておりますので、10番三根委員に調査結果報告をお願いいたします。

事前調査について報告いたします。

申請者、申請農地、転用目的は先ほど事務局からの説明のとおりです。

調査事項について報告をいたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、申請地は宅地に囲まれており、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適正であると判断できます。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、申請地の周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に道路側溝を経由して東側水路へ排水されるそうです。周辺農地への影響は少ないと判断できる。

ホ、その他の特記事項について、令和2年7月27日の事前調査時に確認いたしました。

令和2年8月5日、小城市農業委員会農業委員、三根祐喜。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればよろしく申し上げます。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は14ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件は、小城中学校から西へ300メートルほどの小城町晴気平原地区にある農地で、転用目的は建売分譲住宅でございます。農地面積は先ほど言いました

議 長

10番

議 長

事務局

622平米でございますが、隣接する宅地と合わせて開発をする計画でありますので、総面積は1,205平米となります。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝を經由し東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ですが、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断をしております。

以上でございます。

この案件については私のほうが事前調査をいたしておりますので、調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、目的については、ただいま事務局のほうから報告があったとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽で処理する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他特記事項については、なし。

令和2年7月27日、農業委員、江里口泰信。

以上です。

ただいま報告をいたしましたけれども、質疑があればよろしくお願ひ申し上げます。

(質疑なし)

それでは、ないようでございますので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は26ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は、主要地方道佐賀外環状線と市道岡本大地町線との交差点付近にあります三日月町織島岡本地区にある農地で、転用目的は事務所及び工場の建設でございます。

被害防除対策ですが、雨水は周囲に側溝を敷設し集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は公共下水道に接続し排水するため、周辺農地への影響はないと考えております。

議 長

事務局

農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地である第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断をしております。

なお、譲受人につきましては、現在、申請地から東へ1,200メートルほどのところで事業を営まれておりますが、規模拡大に伴いまして大型トラックでの搬出入に支障を来しているため、申請地への移転を計画されております。

以上でございます。

議 長

この案件については事前調査を実施しておりますので、9番高塚委員に調査結果報告をお願いいたします。

9 番

事前報告事項について報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項について報告いたします。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、現在、申請地東約1,200メートルのところに事務所と工場があるが、手狭なため移転を計画されております。申請地を選定した理由はやむを得ないと判断できる。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により、大型トラックでの搬出入に必要となる面積で計画されており、適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画の説明をされており、申請目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、申請地の周辺に土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側水路へ排水。生活雑排水は公共下水道へ接続されるので、周辺農地への影響は少ないと判断できる。

ホ、その他特記事項について、令和2年7月27日の事前調査時に確認いたしました。

令和2年8月5日、小城市農業委員、高塚和行。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればよろしく願いいたします。

(質疑なし)

ないようでございますので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として、3,000平米を超えての農地転用申請でございますので、異常設審議委員会及び県知事に意見を送付いたします。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願い申し上げます。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は37ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件は、国道203号と主要地方道佐賀外環状線の交差点付近にある小城町鷺ノ原地区にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽を設置し北側水路へ排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については事前調査を実施しておりますので、4番古賀委員に調査結果報告をお願いします。

4番

事前調査報告をいたします。

申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項について報告いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、申請地は宅地に囲まれており、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断いたします。

ハ、実現確実性の判定につきまして、地元で事業計画を説明されており、申請目的に供されることは確実である。

ニの被害防除施設・用排水の検討について、申請地の周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に北側水路へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと判断できます。

ホ、その他の特記事項について、令和2年7月27日の事前調査のときに確認いたしました。

令和2年8月5日、小城市農業委員、古賀義博。

以上でございます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればよろしく申し上げます。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号9まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は4ページから5ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が2件、利用権の再設定が7件、合計で9件、総面積は3万6,633平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

事務局	<p>ないようですので、これより採決をいたします。</p> <p>申請番号1から申請番号9までは、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は6ページを御覧ください。</p> <p>所有権移転について、本日の審議件数は5件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して質疑があればよろしく申し上げます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号4について説明をいたします。

(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号5について説明をいたします。

(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

譲受人は大規模農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件を満たしております。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

売渡希望の申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は7ページを御覧ください。

本日の審議件数は売渡希望が1件でございます。

資料は48ページからとなります。

売渡希望の申請番号1について説明をいたします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。

売渡希望の申請番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議長

お願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、売渡希望の申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望を議題とします。

申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は同じく7ページを御覧ください。

本日の審議件数は貸付希望が1件でございます。

資料は54ページからとなっております。

貸付希望の申請番号1について説明をします。

(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。

貸付希望の申請番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、売渡希望の申請番号1は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、第6号議案 非農地通知についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は8ページを御覧ください。

第6号議案 非農地通知について説明をいたします。

資料は58ページからとなっております。

非農地判断については、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回の3筆については、農地転用許可申請事前調査に合わせて現地を確認する予定をしておりましたが、荒天のため、当初予定日の翌日、7月28日に現地におきまして農地には該当しないと、農業委員立会いの下、非農地判断をしたものでございます。

今回審議していただく農地は、畑が3筆、合計の3,038平米でございます。

農地の所在や地目、面積等は議案資料を御覧ください。

以上でございます。

ただいまの説明に対して質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決をいたします。

第6号議案 非農地通知について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

事務局

議長

事務局

議長

ほかに皆さんから何か御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。12番江里口委員お願ひします。

12番

先ほど非農地の結果についてということで御説明がありましたけど、非農地に関する利用意向の調査を、従来だったら1月に農家の方に配付されていたが、今年は3月に配付されたかと思っております。今まで従来の回収率と、今回3月に配付された回収率がどうだったかの比較検討を出してもらいたいと思います。

というのは、やっぱり皆さん農地を持っておりますけど、非常に非農地が多かった。この書き方がよく分からないという農家の方のお声が届いておりますので、1月に出すのがよかったのか、3月に出すのがよかったのか、どっちのほうが悪かったか、分かる範囲で結構ですけど、お知らせをお願いいたします。

以上でございます。

事務局

今、御質問いただいた回収率の比較検討ということで、ちょっと今、回収率の数値を手元に持ち合わせておりませんので、次の委員会的时候、会議が始まる前に皆様に回収率に関して回答をさせていただきます。

それと、1月と3月に通知が来たというふうにおっしゃっております。すみません、私が4月から担当になったということもあって、その通知の内容まで把握をしておりますので、このことに関しても、どのあたりの違いがあったのか、それも含めて次回回答させていただきます。

それと、最後におっしゃった書き方が分からないということは、今年度も調査をすることにはなりますので、その際にはもう少し皆様方に分かりやすいような形での表示をさせていただきたいと思ひます。それで次回の通知は対応させていただきますので、よろしいでしょうか。

議長

よろしかったでしょうか。

12番

はい、それでよかです。

議長

それでは、ほかに皆さん方の中から何かございましたらお願ひいたします。

4番

今、晴田、小城町内で水田の価格というとはどのくらいで動きよつですか。

事務局

水田の価格というのは売買の価格.....

4番

売買の価格。

事務局

売買の価格は、実際、申出があるときが近隣の相場価格ということでお話がっております。それで、それぞれ4町の場所にもよるんですが、大体〇〇万円を下回るくらいになっております。というのが、そこはあくまでも南側ですね、牛津地区とか芦刈地区が大体〇〇万円を下回る。場所によっては〇〇万円を超えるところもあるんですが、実際、小城町とかだったらまだ少ない額での売買になってくるのかなというふうには思っております。

ですから、ここで幾らで取引しているというのはちょっとなかなか、近隣の相場というのがあるので、ここで仮に私が何万円ということ言えば、その金額がどうしても上限じゃないですけど、下限になってしまったりとかもしますので、おおよそそれぐらいの額で土地の取引がっているということだけ、ちょっとすみませんが、御説明をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長

ほかに何かございましたら。

(なし)

ないようでございますので、次回日程等の連絡について事務局よりお願ひします。

事務局

今月の農地転用の現地調査日が8月25日火曜日の午後1時30分から、市役所

の2-6会議室で行います。

来月、9月の定例農業委員会の日時、場所ですが、9月7日月曜日の午後1時30分からこの会議室で行うようにしております。また改めて、議案書の準備ができましたら皆様方に日時の案内の通知を送りますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

ほかに何かございましたら。

(なし)

ないようでございますので、以上をもちまして8月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

議 長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員